

長崎県私立高等学校等奨学給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を行う長崎県私立高等学校等奨学給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）をいう。
- (2) 高等学校等専攻科 「高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)」に規定する高等学校等専攻科修学支援金(以下「専攻科支援金」という。)の算定対象となる学校(特別支援学校の専攻科を除く。)をいう。
- (3) 高校生等 第1号及び第2号に定める高等学校等に在学する生徒（別科の生徒、聴講生及び科目履修生を除く。）をいう。
- (4) 公立高等学校等 次に掲げるものをいう。
 - ア 国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）の設置する高等学校等
 - イ 独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体の設置する高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）
 - ウ 地方公共団体の設置する専修学校
- (5) 私立高等学校等 前号に定める公立高等学校等を除く高等学校等をいう。
- (6) 保護者等 法第3条第2項第3号、同法施行令第1条第1項及び同法施行規則第2条第2項に規定する保護者等をいう。ただし、高等学校等専攻科に通う生徒については高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱第3条第1項第4号に規定する生計維持者とする。
- (7) 基準日 当該年度の7月1日とする。ただし、7月以降に入学することが学則で定められている学校の新入生については学則に定められた入学月の1日、新入生に対する4～6月分に相当する額の前倒し給付(以下「前倒し給付」という。)については当該年度の4月1日、家計急変による経済的理由から、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯(以下「家計急変世帯」という。)への給付については申請のあ

った翌月(家計が急変した日が申請のあった月の1日の場合は申請のあった月)の1日、第4条第1項第3号の加算を受けようとする者で、災害等が発生した日が7月2日以降の場合は、申請のあった月の翌月(災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月)の1日とする。

(給付金の対象)

第3条 給付金の支給を受けることができる者は、第2条第1項第7号に定める基準日現在において、次の各号に掲げるすべての要件に該当する高校生等の保護者等とする。

- (1) 私立高等学校等に在学し、法に規定する高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給を受ける資格を有する者又は国が定める「高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文科科学大臣決定)」に規定する高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)の認定を受けた者又は、私立高等学校等専攻科に在学し、専攻科支援金の補助要件を満たす者(授業料が全額減免されることにより、就学支援金及び学び直し支援金が支給されない者を含む)。ただし、家計急変世帯に属する場合はこの限りではない。
- (2) 保護者等が長崎県内に住所を有する者。ただし、保護者等が単身赴任等により長崎県内に住所を有しない場合であっても保護者等が長崎県を生活の本拠とした場合は支給対象とする。
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)が措置されている世帯(以下「生業扶助受給世帯」という。専攻科を除く。)、当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯(保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯をいう。以下「道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯」という。)又は家計急変世帯に属している者。

2 前項の規定に関わらず、7月以降に入学することが定められている学校の入学者については、入学日を基準日として支給するものとする。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号の一に該当する高校生等の保護者等は、その高校生等に係る給付金の支給を受けることができない。

- (1) 法第2条に規定する高等学校等及び高等学校等専攻科(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業し又は修了した者(高等学校等専攻科に在学する者を除く。)
- (2) 平成26年4月1日前から引き続き法第2条に規定する高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する者
- (3) 履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する者のうち、基準日において、当該年度に履修する単位の登録を行っていない者
- (4) 基準日において、休学をしている者。ただし、基準日現在、休学期間が短期間であるなどの理由で次の学年への進級が見込まれ、その旨の校長の

証明が得られる場合はこの限りではない。

4 第1項及び第2項の規定に関わらず、次の各号の一に該当する場合、保護者等は当該高校生等に係る給付金の支給を受けることができない。

- (1) 基準日において、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合
- (2) 就学支援金の支給対象期間において、通算して3回（定時制、通信制の高校生等は4回、専攻科は2回（高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回））の給付金の支給を受けている場合。ただし、就学支援金の支給対象期間において、他の都道府県で給付金の支給を受けた年がある場合は、その年については、1回支給を受けたものとみなして通算回数に含めるものとする。
- (3) 学び直し支援金の支給対象期間において、通算して1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで）の給付金の支給を受けている場合。ただし、学び直し支援金の支給対象期間において、他の都道府県で給付金の支給を受けた年がある場合は、その年については、1回支給を受けたものとみなして通算回数に含めるものとする。
- (4) 当該年度に、他の都道府県から、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱に規定する奨学のための給付金の支給を受ける場合
- (5) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の判定において、保護者等の全員又は一部が道府県民税所得割及び市町村民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住していない等の理由により、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できない場合

（給付金の額）

第4条 給付金の額は、別表第1のとおりとする。

- (1) 新入生に対する前倒し給付を行う場合、基準日現在の状況に応じて、別表第1の給付額（年額（第4条第1項第3号に規定する金額を除く。））に四分の一を乗じた額とする。この場合、7月～翌年3月分に相当する額は、当該年度の課税証明書等及び7月1日現在の状況に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額とする。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた別表第1の給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。
- (2) 家計急変世帯に対する給付を行う場合
 - ① 新入生に対する前倒し給付を行わない場合及び在校生の場合、7月1日までに家計急変し申請があった者には7月1日現在の状況に基づき判定した額を支給し、7月2日以降に家計急変し申請があった者には申請のあった翌月1日を基準日とし、基準日以降の月数に応じて算定した額の

支給を行うものとする。

- ② 新生生に対する前倒し給付を行う場合、4月1日までに家計が急変し申請があった者には当該年度4月1日を基準に判定した額に四分の一を乗じた額を支給し、4月2日以降に家計が急変し申請があった者には(2)①と同様の額を支給する。
- (3) 制服が災害等により喪失・毀損したことにより加算を受ける場合
生業扶助受給世帯を除く道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の高校生等において、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、1人当たり81,000円を別表第1に加算することができる。

(給付金の申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする保護者等は、次の各号に定める書類を、知事が別に定める日までに、長崎県内の私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科に在籍している高校生等のいる保護者等にあつては、在籍している学校の設置者を經由して、それ以外の保護者等については、直接、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 長崎県内の私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科に在籍している高校生等のいる保護者等
 - ① 生業扶助受給世帯の高校生等について申請する場合(専攻科を除く。)
 - ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書(様式第1号)
 - イ 生業扶助(高等学校等就学費)の措置状況がわかる書類
 - ウ その他知事が必要と認める書類
 - ② 生業扶助受給世帯を除く道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯のうち、通信制の高校生等、通信制の高校生等を除く第1子の高校生等又は専攻科の高校生等について申請する場合
 - ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書(様式第1号)
 - イ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税であることが確認できる書類
 - ウ 住民票謄本
 - エ その他知事が必要と認める書類
 - ③ 生業扶助受給世帯を除く道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯のうち、基準日現在の年齢が15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の者を2人以上扶養している世帯で、通信制の高校生等を除く第2子以降の高校生等について申請する場合(専攻科を除く。)
 - ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書(様式第1号)
 - イ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税であることが確認できる書類

- ウ 住民票謄本
- エ 基準日現在の年齢が15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の者を2人以上扶養していることがわかる書類
- オ その他知事が必要と認める書類
- ④家計が急変した世帯の高校生等について申請する場合
 - ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1号）
 - イ 保護者等全員の収入が減少し、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に相当することが確認できる書類
 - ウ 住民票謄本
 - エ 基準日現在の年齢が15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の者を2人以上扶養していることがわかる書類
 - オ その他知事が必要と認める書類

（2）前号以外の高校生等のいる保護者等

- ①生業扶助受給世帯の高校生等について申請する場合（専攻科を除く。）
 - ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1号）
 - イ 在学証明書（様式第2号）
 - ウ 生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況がわかる書類
 - エ 通帳の写し（口座振込先が確認できるもの）
 - オ その他知事が必要と認める書類
- ②生業扶助受給世帯を除く道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯のうち、通信制の高校生等、通信制の高校生等を除く第1子の高校生等又は専攻科の高校生等について申請する場合
 - ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1号）
 - イ 在学証明書（様式第2号）
 - ウ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税であることが確認できる書類
 - エ 住民票謄本
 - オ 通帳の写し（口座振込先が確認できるもの）
 - カ その他知事が必要と認める書類
- ③生業扶助受給世帯を除く道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯のうち、基準日現在の年齢が15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の者を2人以上扶養している世帯で、通信制の高校生等を除く第2子以降の高校生等について申請する場合（専攻科を除く。）
 - ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1号）
 - イ 在学証明書（様式第2号）
 - ウ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税であることが確認できる書類
 - エ 住民票謄本
 - オ 基準日現在の年齢が15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の者を2人

以上扶養していることがわかる書類

カ 通帳の写し（口座振込先が確認できるもの）

キ その他知事が必要と認める書類

④家計が急変した世帯の高校生等について申請する場合

ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1号）

イ 在学証明書（様式第2号）

ウ 保護者等全員の収入が減少し、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に相当することが確認できる書類

エ 住民票謄本

オ 基準日現在の年齢が15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の者を2人以上扶養していることがわかる書類

カ 通帳の写し（口座振込先が確認できるもの）

キ その他知事が必要と認める書類

（3）第4条第1項第3号の加算を受けようとする者は、次の各号に定める書類を、前項に規定する書類とともに、知事に提出しなければならない。ただし、給付金が支給される年度において前項に規定する書類を既に提出していた場合であって、世帯状況に変更がないときは、当該書類の提出を省略することができる。

ア 災害等により被災したことがわかる公的書類

イ 誓約書（様式第14号）

ウ 証明書（様式第15号）

（給付金に係る事務の代理）

第6条 長崎県内の私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科に在籍している高校生等のいる保護者等は、給付金に係る交付申請、交付請求等の事務を長崎県内の私立高等学校等の設置者（以下「設置者」という。）に対し委任するものとし、委任を受けた設置者は保護者等に代わって給付金に係る交付申請、交付請求等の事務を代行し、給付金を受領するものとする。

2 当該設置者は、給付金を高校生等の授業料以外の学校徴収金等に充てるものとし、給付金の額が授業料以外の学校徴収金等の額を上回る場合は、相殺後の残額を保護者等に支給する。

3 第1項の規定により委任を受けた設置者は、保護者等から提出された書類に下記の書類を添付の上、知事あてに提出するものとする。

（1）長崎県私立高等学校等奨学給付金交付申請書（様式第3号）

（2）長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請者一覧表（様式第4号）

（給付金の決定等の通知）

第7条 知事は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ、給付金の支給の可否を決定し、その結果を長崎県私立高等学校等奨学給付金支給決定通

知書（様式第 5 号）又は長崎県私立高等学校等奨学給付金不支給決定通知書（様式第 6 号）により保護者等に通知する。

- 2 前項の規定に関わらず、第 6 条の規定により保護者等が設置者に委任した場合、知事は長崎県私立高等学校等奨学給付金支給決定（不支給決定）及び交付決定通知書（様式 7 号）により設置者に通知し、設置者はその結果を様式第 8 号又は様式第 9 号により保護者等に対して通知するものとする。

（給付金の支給）

第 8 条 給付金は、支給の決定をした日の属する月の翌月末日までに支給するものとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りではない。

- 2 第 6 条の規定により保護者等が設置者に委任した場合であって給付金の支給決定があったときは、設置者は長崎県私立高等学校等奨学給付金交付請求書（様式 10 号）を知事あてに提出する。

（実績報告）

第 9 条 第 6 条の規定により給付金を代理受領した設置者は、知事が別に定める日までに、長崎県私立高等学校等奨学給付金実績報告書（様式第 11 号）に長崎県私立高等学校等奨学給付金支給実績一覧表（様式第 12 号）を添付の上、実績報告を行わなければならない。

（支給決定の取消し等）

第 10 条 知事は、保護者等が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給の決定の全部若しくは一部を取り消し、既に支給した給付金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- （1）不正の手段により給付金の支給を受けようとし、又は受けたとき。
- （2）給付金の支給の目的に反して給付金を使用したとき。
- （3）申請書の記載と異なる事実が判明したとき。

（委任）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（その他）

第 12 条 この給付金は、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱に規定する奨学のための給付に該当するものである。

附 則

（適用）

- 1 この要綱は、平成 26 年度の予算に係る給付金から施行する。

（経過措置）

2 平成26年度に第1学年に入学する高校生等から学年進行で適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度の予算に係る給付金から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年度の予算に係る給付金から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年度の予算に係る給付金から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年度の予算に係る給付金から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年度の予算に係る給付金から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年度の予算に係る給付金から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年度の予算に係る給付金から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年度の予算に係る給付金から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年度の予算に係る給付金から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年度の予算に係る給付金から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分		高校生等1人あたりの給付額（年額）	支給対象経費	
生業扶助受給世帯の高校生等 （専攻科を除く）		52,600円	授業料以外の教育に必要な経費	
道府県民税所得割及び市町村民税非課税世帯 （生業扶助受給世帯を除く。）	通信制の高校生等 （第1子、第2子以降共通）	52,100円		
	通信制以外の高校生等	第1子の高校生等		142,600円
		第2子以降の高校生等		152,000円
道府県民税所得割及び市町村民税非課税世帯	専攻科の高校生等	52,100円	授業料以外の教育に必要な経費	

（注1）生業扶助受給世帯の高校生等は、全日制・定時制・通信制いずれの課程においても、表中の給付額となる。

（注2）道府県民税所得割及び市町村民税非課税世帯（生業扶助受給世帯を除く。）の通信制の高校生等は、第1子・第2子以降いずれにおいても、表中の給付額となる。

（注3）基準日現在、高校生等を除いて、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている者がいない場合は、高校生等を年齢が高い者から順に数えて、1番目の者を「第1子の高校生等」とし、2番目以降の者を「第2子以降の高校生等」とする。（高校生等が双子の場合はどちらから数えてもよい。）

（注4）基準日現在、高校生等本人を除いて、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている者がいる場合は、高校生等本人を「第2子以降の高校生等」とする。

（注5）上記（注3）において、通信制の高校生等と通信制以外の高校生等を扶養している場合は、通信制以外の高校生等を「第2子以降の高校生等」とする。